

三重県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施しますので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」といいます。）第13条において準用する同規則第2条の規定により告示します。

令和8年3月27日

三重県公安委員会委員長 吉田 すみ江

1 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

| 実施期日 | 講習時間 | 受講定員 |
|--------------------------------------|--------------|------|
| 令和8年8月3日（月）から同月7日（金）までの同月4日（火）を除く4日間 | 午前9時から午後5時まで | 15人 |

(2) 実施場所

三重県津市島崎町143番地6
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

2 受講申込手続等

(1) 提出書類

講習規則別記様式第1号の機械警備業務管理者講習受講申込書1通（写真（申込書提出の日6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付したもの）

(2) 受講申込書の配布場所

三重県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 受講申込書の受付期間

令和8年6月30日（火）から7月3日（金）までの午前8時30分から午後4時まで
受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受講申込書の受付場所

三重県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（郵送及び電話による受付は行っておりません。）

(5) オンラインによる申込み

本講習への申込みについては、e-Gov電子申請（デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイトをいいます。）から行うことができます。オンラインによる申込みを希望する場合は、事前に三重県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話059-222-0110 内線3028）又は三重県内の警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課へ問い合わせてください。

3 講習初日の受付時間

午前8時45分から午前9時までとします。

4 講習手数料

受講申込書の提出時に、39,000円を三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の講習手数料は、還付しません。

5 講習業務の委託

講習は、一般社団法人三重県警備業協会（所在地：三重県津市島崎町275番地）に委託して実施します。

6 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。

(2) 受講時に、筆記用具を持参してください。

(3) 原則、受講する本人が申し込んでください。

代理人が申し込む場合には、委任状を添付してください。

(4) 不明な点があれば、三重県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話059-222-0110 内線3028）又は三重県内の警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課へ問い合わせてください。